

令和5年11月8日

各位

見附市役所 総務課

防交第72-A11-2号「市道柳橋傍所線 防護柵新設 工事」
に係る質問の回答について

標記の入札公告に寄せられた質問について、下記のとおり回答します。

記

No.	質問事項	回答
1	<p>令和5年11月1日付の回答によれば、「施工地域区分については、歩道内での施工を想定しており、車道において、車線変更を促す規制を伴わない」としてありますが、添付の現況写真のとおり、歩道の有効幅員は2mであり、積算上のバックホウ0.28m³+ダンプトラック4tでは、物理的に乗入れ不可能です。バックホウ0.11m³+ダンプトラック2tにより施工する場合、乗入れ可能となりますが、電柱部分では通り抜け不可能です。</p> <p>施行中は歩道での歩行者通行ができなくなりますので、車道に歩行者通路を確保する必要があります。必要幅は、歩行者通路幅75cm+安全施設幅35cm（セフティーコーン使用）=110cmとなります。現況の路肩幅は30cmのため、車線を80cm侵すことになり、走行車両は明らかに反対車線にはみ出してしまいます。また、殻運搬はダンプトラック10tで積算されていますが、積込み時は車道で待機せざるを得ません。</p> <p>したがって、本工事の施工地域</p>	<p>当初は、歩道内での施工を想定していましたが、契約後に施工計画について協議を行い、ご指摘の通り歩道内での施工が難しい場合は変更協議の対象とします。</p> <p>したがって、積算上は施工地域区分を「補正なし」としてください。</p>

<p>区分は一般交通影響有と考えますが、発注者が歩道内での施工及び車線変更を促す規制を伴わない、という見解をお示しされた根拠をご教示ください。</p>	
---	--

見附市役所 総務課管財係

TEL : 0258-62-1700

FAX : 0258-63-1006